

○まえばし 農業委員会だより

第 91 号

平成 27 年 10 月発行

編集発行 前橋市農業委員会

事務局 前橋市役所内
農業委員会事務局

前橋市大手町二丁目12番1号
電話 027-898-6732
e-mail nou-jimu@city.maebashi.gunma.jp

♻️70 古紙配合率 70% の再生紙を使用しています



総会であいさつする堀越会長

平成27年第3回 前橋市農業委員会総会開催

平成27年8月3日(月)に第3回農業委員会総会を前橋プラザ元気21の学習室で、細野初男副市長や真下三起也市議会議長等を来賓に迎え、開催しました。

総会では、平成26年度前橋市農業委員会業務概要の報告に続き、委員の部会所属と農地・農政両部会の部会長及び部会長職務代理者の互選が行われ、新たに農地部会長に大崎玉雄氏、同職務代理者に深町富士雄氏、農政部会長に岡田重雄氏、同職務代理者に師田正己氏がそれぞれ選出されました。堀越恒弘農業委員会会長のもと、農業委員会の新体制がスタートしました。

各部会の委員は次のとおりです。

農地部会

部会長

大崎玉雄 (堀越町)

深町富士雄 (下阿内町)

宮本武夫 (後閑町)

太田朗 (荻窪町)

萩原秀治郎 (関根町二丁目)

岡賢一 (二之宮町)

関根由彦 (飯土井町)

木村謙 (上増田町)

江原弘 (河原浜町)

金子賢太郎 (鼻毛石町)

小堀清 (市之関町)

根岸恵夫 (粕川町下東田面)

猪熊克己 (粕川町深津)

星野研一 (富士見町原之郷)

関口喜弘 (富士見石井)

木村隆一 (上長磯町)

農政部会

部会長

星野好孝 (富士見町原之郷)

近藤登 (富士見町皆沢)

青木登美夫 (今井町)

岡田重雄 (上佐鳥町)

師田正己 (西大室町)

亀井和雄 (西善町)

小泉俊夫 (亀里町)

富澤俊夫 (江田町)

井上隆 (上青梨子町)

石村利夫 (五代町)

横堀茂雄 (小坂子町)

栗原武夫 (金丸町)

石倉忠夫 (西片貝町三丁目)

小林秀明 (上泉町)

金子幹一 (下細井町)

堀越恒弘 (富田町)

信澤綱四郎

部会長

信澤綱四郎 (荒口町)

坂庭常男 (駒形町)

舘野祐之 (野中町)

澁澤聖一 (横沢町)

岩崎政男 (大前田町)

星野和幸 (苗ヶ島町)

金井清美 (粕川町月田)

齋藤尚展 (粕川町稻里)

青木朱美 (富士見町田島)

窪田桂 (富士見町時沢)

須田一男 (富士見町小暮)

奈良輝久 (富士見町赤城山)

木村隆一 (上長磯町)

星野好孝 (富士見町原之郷)

北爪きよ子 (鼻毛石町)

小林美江 (小坂子町)

農地台帳の公表がスタートしました



農地法の改正により、農業委員会の農地台帳の公表が法定化されたことに伴い、平成 27 年 4 月 1 日から農地の地目や面積、貸し借りなどの情報が閲覧できるようになりました。公表は、インターネットで全国農業会議所が提供する「全国農地ナビ」と農業委員会窓口で「閲覧用農地台帳」の閲覧が可能です。

新しく農業を始める方や、規模拡大を希望する際にご活用ください。

■公表項目

項目	インターネット	窓口での書面閲覧
農地の所在、地番、地目及び面積	公表	公表
賃借権等の種類・存続期間	公表	公表
遊休農地の措置の実施状況	公表	公表
貸付けに関する所有者の意向	公表	公表
農振法・都市計画法等の区域区分	公表	公表
農地中間管理機構が借りている農地かどうか	公表	公表
所有者の氏名・名称	非公表	公表
耕作者の氏名・名称	非公表	公表

※いずれも市街化区域を除く農地を公表

●全国農地ナビ

全国農業会議所において、全国の農地情報を無料で地図から検索及び閲覧することができる「全国農地ナビ」(システムの愛称)の運用が始まり、インターネットで閲覧できます。全国農地ナビのアドレスは「<http://www.alis-ac.jp/>」です。

お問い合わせ先：全国農業会議所 農地情報公開システム事務局 (TEL03 - 6910 - 1123)

●農業委員会窓口

インターネットを利用する環境がない方は、農業委員会窓口で閲覧用農地台帳の閲覧により公表を行います。

【注意事項】

法的な証明力はありません。
閲覧を希望する農地の町地番を指定してもらいます。
農地法第 3 条等の貸借について、一部反映されていないことがあります。
土地改良中の農地について、面積等が一致しないことがあります。
登記事項と一致していないことがあります。

お問い合わせ先：前橋市農業委員会事務局管理係 (TEL027 - 898 - 6732)

部会長・部会長職務代理者 選任される

農地部会長



大崎 玉雄
堀越町

就任のあいさつ

8月3日に開催されました第3回前橋市農業委員会総会において、農地部会長に選任されお世話になる事になりました。

農地部会は、農地の権利移動、転用許可等を審議し、決定する重要な部会ですので、責任の重さに身の引き締まる思いです。

前橋市は全国有数の農業生産市ですので、優良農地を守り、有効利用出来る様に農地転用や開発等には適切な判断で臨みたいと思っております。

農業者の皆様や農業関係各位のご指導、ご協力を賜ります様お願い申し上げます。

農政部会長



岡田 重雄
上佐鳥町

就任のあいさつ

8月3日の農業委員会総会において、農政部会長に就任させていただきましたことになり、大変身の引き締まる思いでございます。

農業を取り巻く情勢は、農業所得の減少、農業従事者の高齢化、遊休農地の増大やTPP等、多くの問題を抱えており、極めて難しい状況下であります。

農業所得の向上、食の安全・安心対策、環境保全の取り組み、担い手への農地の集積、持続的発展を目指し、農家の皆様の声を反映できるような活動して参りたいと思っております。

皆様の御指導、ご協力を賜り、本市農業の発展に努める所存ですので、宜しくお願いいたします。

農地部会長職務代理者



深町 富士雄
下阿内町

就任のあいさつ

8月3日の農業委員会総会において、農地部会長職務代理者に選任されお世話になる事になりました。

地域性を考慮しつつ農地を守る事を念頭に置き、与えられた役割を果たして参りますので、皆様方のご指導の程よろしくお願い申し上げます。

農政部会長職務代理者



師田 正己
西大室町

就任のあいさつ

8月3日に開催された農業委員会総会において、農政部会長職務代理者に選任され、お世話になる事になりました。

農業を取り巻く情勢は、TPP交渉も終結に向かっていているのは間

新任委員

議会推薦 4月1日から



近藤 登
富士見町皆沢



青木 登美夫
今井町

農協推薦 6月4日から



木村 隆一
上長磯町

農地中間管理事業

農地の貸し借りはお任せ下さい!!

群馬県では「(公財)群馬県農業公社」が県知事より農地中間管理機構の指定を受け、農地集積・集約化を進める農地中間管理事業を実施しています。営利を目的としない公的機関である公社が、農地の出し手と受け手の間を仲介するので、安心して農地の貸し借りが行えます。

農地の借受希望者を募集します。

◇ 募集期間 ◇ 平成27年11月中旬から平成27年12月中旬まで

農地の出し手は随時受付
(農業委員会)

公社から農地を借りた方のメリット

- 借入期間中は長期間(原則10年以上)安心して耕作ができます。
- 契約相手及び賃料の支払先は公社となりますので、複数の相手方と交渉したり、賃料を支払う手間が省けます。
- 認定農業者であれば、スーパーL資金が5年間無利子になります。

公社に農地を借した方のメリット

- 契約期間中は賃料が口座振替により確実に公社から支払われます。
- 一定の条件を満たせば、「機構集積協力金」の交付対象となります。
- 相続(贈与)税の納税猶予を受けていても、届出をすれば継続されます。
- 経営移譲(特例付加)年金は、届出をすれば継続支給されます。

公社に農地を貸した地域・農家は「機構集積協力金」の交付対象となります。

農地の出し手への支援(前橋市農林課)

地域集積協力金

- ① 交付対象者及び要件
地域で公社にまとまった農地(地域全体の農地の2割超)を貸付けた場合、その地域に対して協力金を交付

② 交付単価

貸付面積割合	単価(10aあたり)		
	27年度	28年度	29年度
2割超5割以下	2万円	1.5万円	1万円
5割超8割以下	2.8万円	2.1万円	1.4万円
8割超	3.6万円	2.7万円	1.8万円

経営転換協力金

- ① 交付対象者及び要件
農業をリタイア、経営転換、農地の相続などにより農地を10年以上公社に貸し付け、その農地が受け手に貸し付けられたとき

② 交付単価

貸付面積	単価(1戸)
0.5ha以下	30万円
0.5ha超2ha以下	50万円
2ha超	70万円

遊林農地所有者は対象外

耕作者集積協力金

- ① 交付対象
公社借受農地の隣接農地又は2筆以上の隣接する農地等の所有者又は利用権者

② 交付要件

公社に10年以上農地を貸付、かつ、当該農地が貸し付けられたとき

③ 交付単価

単価(10aあたり)		
27年度	28.29年度	30年度
2万円	1万円	5千円

遊林農地は対象外

お問い合わせ先

公益財団法人 群馬県農業公社
前橋市役所 農林課 地域営農係
前橋市農業委員会事務局 農業振興係

TEL:027-251-1220
TEL:027-898-6708
TEL:027-898-6733

農業用施設は 共済(保険)に加入しましょう

自然災害や事故は、いつ発生するか分かりません。農業用施設が災害等の被害に遭った場合、再建・修繕するには高額な費用が必要となります。

農業用施設の再建・修繕を早急に行わなければ、農業経営にも大きな影響を及ぼします。また、大規模な災害が発生した場合に、それを対象とする国などの補助事業が必ず準備されるものではありません。

そのためには、園芸施設共済などの保険制度に加入しておく必要があります。



お問い合わせ先

園芸施設共済(農業共済)・・・群馬県農業共済組合 前橋支所

TEL 027-261-3911

上記以外の保険については、各種保険の取扱い業者へ確認してください。

～前橋市 農林課～

新規就農者を激励・家族経営協定に調印

農業委員会では、7月17日、前橋市農業協同組合本所多目的ホールにおいて、新規就農者激励会・家族経営協定合同調印式を開催しました。

式典には、本年度の新規就農者19人と、市長・JA組合長等来賓、農業委員、関係者約100人が出席しました。

激励会では、堀越農業委員長や来賓の山本前橋市長、金井前橋市農業協同組合代表理事専務などから新規就農者の方々へ激励の言葉が贈られ、一人一人に対して奨励金や記念品を贈呈しました。

また、新規就農者を代表して、鼻毛石町で酪農経営を開始した北爪啓子さんが「やりがいのある仕事として農業を選んだ。初心を忘れず情熱をもって農業に取り組みたい」と意欲に満ちた抱負を述べました。

続いて、家族経営協定合同調印式では、新規就農者の13組の世帯が、家族間で働きやすい環境づくりを目指し、仕事の役割分担や給料・労働時間、休日などを定めた協定書に、地元農業委員の立会いのもと、調印を行いました。式典終了後には、農業委員会・

市農林課・中部農業事務所・JA前橋市から新規就農者向けの支援事業についての情報提供が行われました。農業委員会では、今後も関係機関と連携し、新規就農者の方々が、1日も早く地域農業の担い手として活躍されるよう様々な支援を行なっていきます。



平成27年度 新規就農者激励会・家族経営協定合同調印式

新規就農者や新規就農希望者の皆様へ

新規就農された方に対して、農業委員会では関係機関と連携して、新規就農者激励会の開催や新規就農者奨励金の交付など各種支援を行なっています。

【就農相談会の実施について】

新規就農希望者や新規就農者の方に対して、関係機関と連携して就農相談を実施しています。

なお、担当者不在でご迷惑をお掛けしないためにも、農業委員会事務局農業振興係まで一報いただいております。就農相談にお越しくださいますようお願いいたします。

- 【新規就農者に関する支援事業】
- ・新規就農者激励会及び家族経営協定合同調印式の開催
 - ・新規就農者奨励金の交付
 - ・農業委員等と新規就農者との意見交換会
 - ・新規就農者への情報提供
 - ・新規就農者巡回 など

【お願い】

農業委員会では、毎年新規就農者の把握活動を行なっています。

新規就農された場合や、お近くで新規就農された方をご存知でしたら、農業委員会事務局までご連絡をお願いいたします。

本市農業振興のためにも、新規就農者の確保・育成は重要な課題となっております。皆様のご協力をお願いいたします。



激励会でお礼の言葉を述べる新規就農者の北爪さん



農業青年国内短期研修補助金

前橋市では、農業技術の向上や農業経営の多角化など、農業が直面する課題に対応し、地域農業のリーダーとなる農業青年を育成するため、県外での先進地研修に参加する農業青年及び農業青年グループに対して補助金を交付します。

【補助金対象者】

- ①前橋市内に住所を有する方
- ②補助金交付申請時において、45歳未満の方
- ③営農する農地が前橋市内にある方

【交付対象となる事業及び経費】

- ①農業青年個人研修
連続して1か月以上3か月以下の期間で、自主的に取り組む先進農家での短期の研修に係る経費
- ②農業青年グループ研修
試験研究機関や先端技術の展示会等の視察研修など、営農意欲を高めるための研修に係る経費
- ③経費
研修地までの旅費、宿泊費、研修参加負担金、講師謝礼

【交付金額】

- ①農業青年個人研修
月額3万円を上限とします。ただし、研修を行なった日数が1ヶ月に満たない月にあつては、上記金額を当該月の日数に基づき日割り計算で算定します。
- ②農業青年グループ研修
研修者1人につき3千円。ただし、1グループは3人以上とし、10人以上の場合は、1グループ3万円を上限とします。いずれの補助金も年度内1回の交付とします。

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局農業振興係
電話番号027・898・6733



新規参入者定着支援事業補助金

本市に転入し、新たに農業経営を開始する方が、地域農業との繋がりをもち、円滑に就農できるよう、市内の空農家住宅等を借りる場合の家賃補助を行います。

【補助金対象者】

- ①本市に転入し、本市で就農することに対して、強い意欲を持つ方
- ②就農時点で45歳未満の方
- ③本事業を活用後、引き続き市内で5年以上の農業経営を行う方
- ④市町村民税等、必要な納税について滞納がない方。
- ⑤前橋市暴力団排除条例を遵守していること。

【補助内容】

農家住宅等の家賃とし、連続する24か月を限度とします。共益費や敷金・礼金、駐車場代、転居費用等は対象外です。

【交付金額】

月額2万円を上限とし、月額家賃の2分の1の額のいずれか低い額とします。

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局農業振興係
電話番号027・898・6733

農地パトロールのお知らせ

今年、7月8日から12月7日にかけて調査員による農地パトロールを実施しています。

これは、優良農地の確保と有効利用促進を図るため、農地法に規定された利用状況調査を行うもので、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止等に重点的に取り組むものです。農地パトロールは、調査員等が道路から目視で確認しますが、場合によっては当該農地へ立ち入ることもありますので、ご理解をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局農業振興係
電話番号027・898・6733



農地パトロール車

(市内農地を巡回しますので、ご理解をお願いいたします。)

農政講演会のお知らせ

参加費
無料

平成**27**年**11**月**25**日(水) **14:00~16:00**
(13:00 受付開始)



有機農業の可能性と6次産業化



立命館大学 生命科学部 生物工学科

久保 幹 教授

土作りのプロ【TBS 夢の扉+出演】
科学的に実現する有機農法で自給率100%を目指す!!

○場 所

前橋市農業協同組合
本所 2階多目的ホール
前橋市富田町 2400-1

○参加対象者

農業者
農業に興味、関心のある一般市民、学生
農業関係機関(JA等)

○申し込み

《事前申し込みが必要です》
農業委員会事務局 農業振興係
TEL027-898-6733

新たな食料・農業・農村基本計画について

関東農政局前橋地域センター

食料・農業・農村基本法に基づく、新たな「食料・農業・農村基本計画」が3月31日に閣議決定されました。

10年後の食料自給率をカロリーベースでは現状39%から45%に、金額ベースでは現状65%から73%に引き上げる目標を設定しました。さらに、食料安全保障に関する国民的な議論を深めるため、我が国の食料の潜在生産能力を評価する「食料自給力指標」を新たに提示しました。

また、農林水産物・食品の輸出拡大、農地中間管理機構のフル稼働、米政策改革、農協等の改革など、今後の施策の展開方向について記述しています。

今後、新たな基本計画で示された施策等を着実に進めていくためには、その内容を地域の皆様にご理解頂き、国民全体で取組を進めていくことが重要です。

※詳細はこちら→http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/siryou.html

お問い合わせ先

関東農政局前橋地域センター 前橋市紅雲町1-2-2 TEL027-221-1181